

静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県条例第40号

静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第24条</b> この節において「粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第8項に規定する粉じんをいう。</p> <p>2 この節において「一般粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第9項に規定する一般粉じんをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事故時の措置)</p> <p><b>第47条</b> 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは油（水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める油をいう。以下この条において同じ。）を含む水若しくはその汚染状態が第33条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質若しくは油を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質若しくは油を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質若しくは油を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項までの規定による届出がなされた場合は、この限りで</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第24条</b> この節において「粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第7項に規定する粉じんをいう。</p> <p>2 この節において「一般粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第8項に規定する一般粉じんをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事故時の措置)</p> <p><b>第47条</b> 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは油（水質汚濁防止法施行令第3条の4で定める油をいう。以下この条において同じ。）を含む水若しくはその汚染状態が第33条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質若しくは油を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質若しくは油を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質若しくは油を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項までの規定による届出がなされた場合は、この限りで</p>

ない。 2・3 (略)	ない。 2・3 (略)
----------------	----------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。